

人権まんが解説

障害のある人を特別視するのではなく、共に生きる社会が普通であるという考え方（ノーマライゼーション）によって、電車やバスで席を譲る、点字ブロックの上に物を置かない、無知や無関心による差別や偏見を持たないなど、思いやりや譲り合いの心が求められています。



上のマークがついた駐車場があります。ハートビル法では、車いす使用者の駐車場とされています。このような駐車場は、比較的出入り口に近く数も少ないことから、一部の心無い人が駐車し、必要な車が利用できないなどの問題が起きることがあります。

なぜ、このような駐車場が必要なののでしょうか？ それは、車いすを利用している人が自動車に安全に乗

り降りするためには、車の脇に十分なスペースが必要になるからです。

前述のマークは「障害者のための国際シンボルマーク」といい、

1969年にアイルランドで開かれた国際リハビリテーション協会世界会議で制定されました。本来は、障害のある人（車いす利用者に限りません）が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示すマークです。

このマークを個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なり、障害のある人が車に乗っていることを周囲にお知らせする程度の表示になります。したがって、個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じませんし、障害のある人のための駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりませんので、正しい理解が必要です。

ふれあい巡回講演会を開催しています

笠岡市では、公民館などを会場にふれあい巡回講演会を開催しており、その参加者を募集しています。

今までに、白石公民館で多文化共生をテーマに開催したのをはじめ、国立療養所長島愛生園の現地研修も実施し、大きな反響が寄せられています。あなたも、ともに幸せに生きるために、人権について考えてみませんか。

【今後の予定】

○第3回「情報を読み解き活用しよう！～テレビ・新聞から何が見える？」（男女共同参画）

とき：10月21日（土） 13時30分～15時

ところ：高島公民館

講師：宮脇初恵さん（メディアアウオッチング香川元代表）

○第4回「高齢者の人権と利用者さんからお世話になっている私たち」

とき：11月12日（日） 13時30分～15時

ところ：飛島公民館

講師：池田美枝子さん（おかやま多機能サポートネット夢ゆめハウス理事長）

問合せ：学校教育課 ☎0852-2154

吉田文化会館運営委員会を開催しました

7月10日、吉田文化会館運営委員会が開催されました。

まず、任期満了に伴う運営委員の委嘱等を行い、委員長に鳥越昌さん、副委員長に池田敏夫さんを選任しました。

引き続き、平成17年度事業報告及び平成18年度事業計画について審議されました。委員の皆様より活発なご意見をいただき、議案は原案どおり承認されました。

問合せ：吉田文化会館 ☎0852-1069

よしだ文化会館だより ④